

サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム補助金 交付要領

(通則)

第1条 サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム補助金(以下「補助金」という。)の交付については、札幌市の補助金等の事務取扱に関する規程(昭和36年訓令第24号)及びサッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム補助金交付要綱(以下「要綱」という。)によるほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 要綱に定める補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるものとする。

(補助金の上限等)

第3条 補助金は、補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内において50万円を限度とする。

(事業期間)

第4条 対象となる補助事業は、申請のあった日の属する本市の会計年度の3月末日までに終了するものとする。

(交付の申請)

第5条 要綱第8条に定める補助金交付申請書の様式は別紙1とし、関係書類は各号のとおりとする。

- (1) コンソーシアム構成書(別紙2)
- (2) 事業計画書(別紙3)
- (3) 収支予算書(別紙4)
- (4) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の商業登記簿謄本
- (5) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の直近の市税の納税証明書
- (6) 補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等がない旨の誓約書
- (7) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 要綱第9条第2項に定める補助金交付決定通知書の様式は別紙5とする。

(補助事業内容等の計画変更承認)

第7条 次の各号に該当する場合は事業内容変更等申請書の提出を要しない。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- 2 要綱第10条第1項に定める事業内容変更等申請書の様式は別紙6とする。
 - 3 要綱第10条第2項に定める事業内容変更等承認通知書の様式は別紙7とする。

(実績報告)

第8条 要綱第12条に定める事業完了報告書の様式は別紙8とし、関係書類は各号のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(別紙9)
- (2) 補助金精算書(別紙10)

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 要綱第13条に定める補助金確定額通知書は別紙11とする。

(概算払の交付申請)

第10条 要綱第14条第2項に定める補助金概算払交付申請書は別紙12とし、関係書類は各号のとおりとする。

- (1) 資金計画書(別紙13)
- (2) 実証・試験販売等経費内訳書(別紙14)

(概算払の交付決定)

第11条 要綱第14条第4項に定める補助金概算払交付決定通知書の様式は別紙15とする。

(財産の管理)

第12条 要綱第16条に定める補助事業により取得又は効用が増加した財産とは、取得価格又は効用の増加額が25万円以上の財産とする。

附則

この交付要領は平成30年4月2日から施行する。

附則

この交付要領は令和3年5月17日から施行する。

附則

この交付要領は令和5年4月4日から施行する。

附則

この交付要領は令和8年4月1日から施行する。

別 表（補助対象経費）

経費区分	補助対象経費
クラウドファンディング利用手数料	クラウドファンディング利用手数料
実証・試験販売等経費	謝礼
	原材料費・消耗品費
	通信・運搬費
	機器リース費
	機器購入費 ※単価25万円未満のもの
	施設及び設備等賃借費
	外注費
	旅費・交通費
広告宣伝費	
その他の経費	その他、本市が特に認める経費